

京都市中央卸売市場業務条例改正を踏まえた施行規則及び要綱の改正について

＜施行規則改正案の主なポイント＞

(1) 規定を新設、追加するもの

- ア 卸売業務の許可申請等（第 3 条，第 4 条，第 6 条）
- ・ 現行省令等に準拠して，卸売業務の許可申請，純資産額，事業の譲渡，合併又は分割等に関する事務手続きや基準等を新設
- イ 第三者販売及び直荷引きの例外規定（第 4 4 条，第 4 9 条）
- ・ 旧条例から規定を移行するほか，「その他市場における取引の活性化に資するものとして別に定める場合」を追加
- ウ 市場外の保管場所の届出（第 4 5 条）
- ・ 商物一致原則の廃止に伴い，例外的に認めていた商物分離に関する事務手続きを削除し（現行規則第 6 0 条～第 6 3 条），卸売業務で使用する市場外の保管場所の届出に関する事務手続きを新設
- エ 取引条件の公表（第 5 1 条）
- ・ 卸売業者による取引条件の公表に関し，開設者への報告義務を新設
 - ・ 改正省令に準拠して，公表方法（インターネットの利用その他適切な方法）を新設
- オ 決済の方法等（第 5 5 条，第 5 7 条）
- ・ 改正卸売市場法等に準拠して，取引参加者の支払期日，支払方法等を新設
 - ① 卸売業者が出荷者に対して行う支払い 4 営業日
 - ② 仲卸業者又は売買参加者が卸売業者に対して行う支払い 1 営業日
 - ※ ①及び②において，特約がある場合には，その特約の期日

(2) 規定を削除するもの

現行規則	理由等
第 4 7 条，第 5 3 条～第 5 5 条 ・ 物品ごとに定める売買取引の方法等	・ 売買取引における物品の区分を廃止したことに伴い，予約相対や先取り等，相対承認に関する手続きが不要となったため
第 6 4 条 ・ 卸売業者への販売の委託等	・ 卸売業者が仲卸業者から販売の委託を引き受ける場合の手続きが不要となったため
第 6 5 条 ・ 受託契約約款	・ 受託契約約款に記載する事項等を定める規定が不要となったため ※ 受託契約約款の策定に代わって卸売業者に義務付けられた取引条件の公表に関し，事前に市長に報告することを義務付け（第 5 1 条）
第 1 1 条，第 1 8 条，第 3 6 条 ・ 帳簿の保存	・ 商法に同規定があり，規則で定める必要がないため
第 6 7 条 ・ 受託物品の異状についての確認	・ 本市職員の異状確認，証明申請等に関する手続きが不要となったため
第 7 8 条 ・ 売買仕切書の写しの提出	・ 日々の提出を廃止し，検査等の際に必要なに応じて提出を求めることにより，事務の簡素化を図るため

現行規則	理由等
第 8 0 条, 第 8 1 条, 第 8 4 条 ・ 売買仕切金の前渡し等の届出 ・ 出荷奨励金の承認申請 ・ 完納奨励金の承認申請	・ 奨励金の交付等に関する手続きが不要となったため ※ 出荷, 完納奨励金は実績報告制とし, 別途, 要綱, 要領に規定
第 8 5 条 ・ 卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の方法	・ 品質管理責任者の選任や届出等に関する手続きが不要となったため
第 9 9 条～第 1 0 5 条 ・ 冷蔵庫及び倉庫に係る保管場所, 入庫できない物品, 保管面積の届出等	・ 冷蔵庫及び倉庫の管理に限定した規定を維持する必要があるため (免責事項に関する規定 (第 1 0 1 条) は維持)
第 1 1 6 条 ・ 委員の委嘱	・ 条例に「その他市長が適当と認める者」を追記したことに伴い, 委員要件を定める規定が不要となったため
別表第 1 の 2 ・ 第 3 条関係 (青果部, 水産物部における取扱品目のうち別に定めるもの)	・ 条例から「別に定めるもの」を削除したことに伴い, 別表が不要となったため
別表第 3 ・ 第 2 8 条関係 (加工食料品卸販売業者 (総合) の取扱品目)	・ 加工食料品卸販売業者が主として取り扱う品目を「漬物, 乾物, つくだ煮, 鳥類, 鳥卵」と定めることに伴い, 別表が不要となったため

(3) その他 (事務手続きの簡素化や規定整備, 実態に即した見直しを行うもの)

現行規則 (改正後の条数)	改正内容	理由等
第 8 条 (第 1 0 条) ・ せり人の試験	試験内容の一部変更 ・ 「実技試験」 → 「面接試験」	規定整備 ・ 実技試験は実施が困難なため
第 1 2 条 (同左), 第 1 5 条 (第 1 4 条), 第 1 6 条 (第 1 4 条に集約), 第 1 7 条 (第 1 5 条), 第 2 4 条 (第 1 9 条), 第 3 0 条 (第 2 5 条), 第 3 3 条 (第 2 7 条に集約), 第 3 4 条 (同上), 第 3 5 条 (同上), ・ 仲卸しの業務の許可申請 他	提出書類の一部削減 ・ 身分証明書 ・ 役員の住民票の写し (法人の場合のみ)	簡素化 ・ 他の提出書類 (誓約書及び登記事項証明書等) で確認できるため
第 2 3 条 (第 1 9 条) ・ 売買参加者の要件等	要件の削除 ・ 「小売業者が組織する協同組合等の共同仕入れ機構」を削除	見直し ・ これまでに実態がなく, 規定を維持する必要性が低い
第 2 5 条 (第 2 0 条) ・ 承認の有効期間等 (売買参加者)	有効期間の延長等 ・ 2 年から 5 年に延長 ・ 事業報告書の提出を義務化	簡素化, 見直し ・ 事務の簡素化を図るため ・ 売買参加者の財務状況を確認するため
第 5 6 条 (第 4 1 条) ・ 販売原票	提出方法の変更 ・ 「紙及び電子データ」 → 「電子データ」 ・ 開設者の検印を廃止	簡素化 ・ ペーパーレス化によって事務の簡素化を図るため
第 1 2 8 条 (第 9 3 条) ・ あじわい館に係る使用料の還付	災害その他の不可抗力により使用できなくなった場合の還付金額の変更 ・ 1 / 2 → 全額	見直し ・ 他の規定との整合性や市民目線を考慮すると, 全額還付が妥当なため

＜要綱改正案＞

国への中央卸売市場に係る認定申請に必要となるもの

- | | |
|------------------------|---------|
| ・ 卸売業者が行う第三者販売に関する取扱要綱 | 別紙 1, 2 |
| ・ 仲卸業者による直接集荷に関する取扱要綱 | 別紙 3, 4 |
| ・ 売買参加者の承認等に関する取扱要綱 | 別紙 5 |
| ・ 事故品処理に関する取扱要綱 | 別紙 6, 7 |
| ・ 卸売予定数量等の報告に関する取扱要綱 | 別紙 8, 9 |
- (出荷奨励金, 完納奨励金関係)